環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視 等の処理基準

平成13年5月31日 環 水 企 第 9 2 号

改正 平成17年6月29日 環水企発第050629002号

環水土発第050629002号

改正 平成18年6月30日 環水大水発第060630001号

環水大土発第060630001号

改正 平成20年8月13日 環水大水発第080813003号

環水大土発第080813004号

改正 平成21年11月30日 環水大水発第091130005号

環水大土発第091130007号

第1 環境基本法関係

(省略)

第2 水質汚濁防止法関係

1. 常時監視(法第15条関係) (省略)

2. 測定計画(法第16条関係)

公共用水域及び地下水の水質測定計画は次によることとし、測定計画の作成に当たっては、環境基本法第43条に定める機関において、これについて審議を行うよう努められたい。 測定計画を作成したときは、環境省水・大気環境局長あてに速やかに通知するようお願いする。年度途中においてこれを変更した場合も同様とする。

(1) 公共用水域の水質測定計画

次の点に留意されたい。

- 1) 測定の対象水域は、全公共用水域とし、公共用水域の水質の汚濁の状況、利水の 状況等を勘案して、対象水域を選定することとする。
- 2) 測定地点、項目、頻度については、次によることとする。なお、水生生物保全環境基準に係る測定地点については、水生生物の生息状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点(測定計画において環境基準点における測定を補助する目的で選定される地点をいう。)を活用しつつ、水域の状況を適切に把握できる地点を選定することとする。また、効率化、重点化に当たっては、化学物質排出移動量届出制度(PRTR)で公表・開示されるデータの活用に留意する。
 - ①測定地点・頻度の設定の基本的な考え方
 - ア. 測定地点
 - (ア) 河川
 - ア) 利水地点
 - イ) 主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点及び流入前の地点
 - ウ) 支川が合流後十分混合する地点及び合流前の本川又は支川の地点
 - エ)流水の分流地点
 - オ) その他必要に応じ設定する地点
 - (イ) 湖沼
 - ア) 湖心
 - イ) 利水地点

- ウ) 汚濁水が湖沼に流入した後十分混合する地点
- エ) 河川が流入した後十分混合する地点及び流入河川の流入前の地点
- オ) 湖沼水の流出地点

(ウ) 海域

水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるように選定する。採水地点間の最短距離は0.5~1 k m程度を標準とする。なお、測定地点の選定に当たっては、著しい重複、偏向が生じないように国の地方行政機関と協議するほか市町村とも協議することが望ましい。また、従来の測定により、著しい水質の汚濁が認められた地点については、引き続き測定を行うものとする。

イ. 測定頻度

(ア) 環境基準項目

- ア)人の健康の保護に関する環境基準項目については、毎月1日以上各日について4回程度採水分析することを原則とする。このうち1日以上は全項目について実施し、その他の日にあっては、水質の汚濁の状況、排出水の汚染状態の状況等から見て必要と思われる項目について適宜実施することとする。
- イ)生活環境の保全に関する環境基準項目については、次によることとする。

a. 通年調査

環境基準点、利水上重要な地点等で実施する調査にあっては、年間を通じ、月1日以上、各日について4回程度採水分析することを原則とする。ただし、河川の上流部、海域における沖合等水質変動が少ない地点においては、状況に応じ適宜回数を減じてもよいものとする。

b. 通日調査

a. の通年調査地点のうち、日間水質変動が大きい地点にあっては、 年間2日程度は各日につき2時間間隔で13回採水分析することとする。

c. 一般調査

前記以外の地点で補完的に実施する調査にあっては、年間4日以上採 水分析することとする。

(イ)環境基準項目以外の項目

排水基準が定められている項目その他水域の特性把握に必要な項目等について、利水との関連に留意しつつ、(ア)に準じて適宜実施する。

②効率化に関する考え方

ア. 測定地点についての効率化

- (ア) 汚濁源の状況に応じて測定地点を絞り込むことができる。
- (イ) 汚濁源の少ない水域においては数年で測定地点を一巡するようなローリン グ調査の導入等を図ることができる。
- (ウ) 測定地点間の位置関係を考慮して効率化することができる。
- (エ) 生活環境の保全に関する環境基準項目の通日調査については、測定データ が十分に蓄積された場合は、利水状況や発生源の状況を考慮しつつ、測定 地 点を絞り込むことができる。

イ. 測定項目についての効率化

- (ア)検出される可能性が少ないと思われる項目については、数年で測定項目を 一巡するようなローリング調査の導入等を図ることができる。
- (イ) 農薬等については、使用実態を勘案し測定項目を絞り込むことができる。
- ウ. 測定頻度(時期)についての効率化
- (ア) 農薬等については使用時期等を考慮して測定時期を弾力的に設定することができる。
- (イ) 分析作業の効率化の視点から測定時期を選定することができる。
- (ウ)人の健康の保護に関する環境基準項目は長年検出されない場合、測定頻度 を絞り込むことができる。
- (エ)通日調査以外の調査については、測定データが十分に蓄積された場合は、 利水状況や発生源の状況を考慮しつつ、1日の採水分析の頻度を減ずること ができる。
- エ. 分析方法についての効率化
 - (ア) アルキル水銀の分析については、総水銀の測定でスクリーニングを行うことができる。
 - (イ) 公定法の中でも、多成分を同時分析できる方法を活用する。
- ③重点化に関する考え方

以下のア.のような点に留意して、イ.やウ.のようなモニタリングを重点化するべき地点、水域を設定する。

ア. 留意点

- (ア) 利水状況
- (イ) 汚濁源(休廃止鉱山、苦情の有無等を含む)の分布 等
- イ. 重点化すべき測定地点
- (ア) 水質変動の激しい地点
- (イ) 環境基準未達成の地点
- (ウ) 長年検出されていない項目が検出された地点

- (エ) 異常値が検出された地点
- (オ)水生生物の生息状況から特定の時期に着目すべき地点 等 ウ. 重点化すべき水域
- (ア) 指定湖沼
- (イ) 閉鎖性海域
- (ウ) その他特定の保全計画のある水域

等

3) 測定計画の作成

- ①測定計画には、測定地点名、位置、測定項目、測定頻度、測定方法及び定量下限 値、国及び地方公共団体が測定計画に従って行った測定の結果の都道府県知事へ の送付の様式及び方法等を記載することとする。なお、位置については緯度経度 の情報も記載するとともに、地図で示すこととする。
- ②新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生、発見された場合、その影響把握が必要であり、そのための測定が緊急に必要となる。この場合、測定計画外で実施することもあり得ることから、その円滑な実施に備え、そのような場合の緊急のモニタリングの意義、測定地点の設定方法等の留意点について測定計画に記載することとする。
- ③測定地点や項目、頻度の設定の考え方については、測定計画などに位置づけ、公表することが望ましい。
- ④二以上の都道府県の区域に属する公共用水域の水質の測定計画の場合にあっては、 測定地点・測定項目・測定時期等について関係都道府県知事と事前に連絡を行い、 水域全体として有効な測定が行われるようにすることが望ましい。

(2) 地下水の水質測定計画

(省略)